随意契約理由書

1	業務	名	有ヒンジ PC 箱桁の経時挙動に関する解析的検討業務
2	業者	名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所

3 随意契約理由

喜連瓜破付近の有ヒンジPC箱桁は、建設後、中央ヒンジ部で設計値を上回る沈下が生じていた。過年度業務にて、沈下原因の検討が行われているが、原因の特定に至っていない。なお、対象橋梁は大規模更新事業で撤去されており、撤去時に構造物の物性調査が実施されている。

本業務は、有ヒンジ PC 箱桁の沈下について、物性調査結果を踏まえ、解析を用いて経時挙動を検討し、沈下の原因を特定することを目的とするものである。なお、検討に際しては、有識者により検討会を組織し、検討を行うものである。

したがって、本業務を行うにあたっては、

- ① 中長期的な視点で阪神高速道路に関する高度な調査研究を実施できること。
- ② 当社の技術審議会※における審議項目を踏まえた上で、有識者委員会を組織できること。
- ③ 有ヒンジ PC 箱桁の沈下に関する解析手法に関して有する知見を利活用できること。

が求められる。(※: https://www.hanshin-exp.co.jp/company/kigyou/council/index.html) 一般財団法人阪神高速先進技術研究所(以下、「当該研究所」という。) は、次のとおり本業務に必要とされる実績及び体制を有している。

- ① 中長期的な視点で継続的に阪神高速道路に関する高度な調査研究業務を実施している。
- ② 当社技術審議会の委員および顧問をメンバーに含めた技術委員会を既に有している。
- ③ 過年度に実施した業務において、喜連瓜破付近の有ヒンジ PC 箱桁の沈下に関して、撤去時に実施の物性調査結果を踏まえた沈下における原因検討および 沈下の解析的な評価手法の検討を実施しており、解析手法に関して有する知 見を利活用できる。

本業務の実施にあたり、当該研究所が有する特殊な知識と経験が不可欠であることから、本業務の契約相手方として、当該研究所を選定し、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続きに付したところ、参加意思確認書の提出者がいなかった。

よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、一般財団法人阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。

以 上

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。